

- (13) その他進級時の履修登録にあたって、2章「履修登録」、とくにp.80～81「セット履修科目」「入学年度による履修不可科目」などのルールなどをご確認ください。

Ⅱ 休学・復学・転学科・退学など

以下の学籍変更、とくに復学・転学科・再入学を行う場合は早めの手続きを行わないと、学籍変更後すぐのスクーリングが受講できなくなります。ご注意ください。

1 休学・復学

休学・復学における留意事項は下記のとおりです。

- (1) 休学は下記の1年単位となります。

- ・4月生 → 4月1日～翌年3月31日
- ・10月生 → 10月1日～翌年9月30日

- (2) 休学を希望される方は、下記期間に「休学許可願」(巻末様式6)を提出してください。

- ・4月生 → 1月初旬～3月31日
- ・10月生 → 7月初旬～9月30日

※提出時期によっては、次年度の「学費納入依頼書」が送付されますが、休学希望者は次年度の学費は納入しないでください。

- (3) 休学費は10,000円。「休学許可願」提出後に送付される「納入依頼書」を使用してコンビニエンスストアにて納入してください。

※休学費を納入した方に「休学許可通知」を送付します。

- (4) 在学中4年間(4回)まで休学できます。

※2年以上継続して休学を希望される場合は、毎年「休学許可願」を提出する必要があります。

- (5) 入学初年度の休学はできません。

- (6) 休学中のレポート提出、科目修了試験受験、スクーリング受講、教員への質問はできません。

※事務室への質問・相談、また、本学図書館・芹沢銈介美術工芸館は利用可です。

- (7) 休学明けに実習受講希望の場合は、休学中でも申込期限までに実習申込(精保実習

はエントリー) をする必要があります。

※4月生で「社会福祉援助技術実習指導A」を受講した次年度に休学した場合は、実習前年9/15に再度実習申込みが必要で、休学明けの4月に「社会福祉援助技術実習指導A」の再受講が必要です。

- (8) 休学者に「学生証有効期限シール」はお送りしませんが、書面(様式任意。返信用封筒[返信先記入・82円切手貼付]を同封)にてお申込みがあれば送付します。
- (9) 復学を希望する方は、下記の期間に「復学願」(巻末様式7)を提出してください。
- ・4月生 → 1月初旬～1月末(遅くとも3月末まで)
 - ・10月生 → 7月初旬～7月末(遅くとも9月末まで)

2 転 学 科

転学科とは、「社会福祉学科→福祉心理学科」など、学科を異動することです。

転学科における留意事項は下記のとおりです。

- (1) 転学科は在学中に一度限り、3年次以上への進級時に可能です。
- (2) 転学科を希望する場合は、「転学科希望届」(様式任意の書面)を通信教育部宛てに郵送してください。また、その後に送付される「転学科志願書」等の返送と、手数料10,000円の納入も必要です。

それぞれの提出期間は下記のとおりです。

- ・4月生: 「希望届」 1月初旬～1月20日 → 「志願書」等 1月中旬～2月初旬
- ・10月生: 「希望届」 7月初旬～7月20日 → 「志願書」等 7月中旬～8月初旬

- (3) 転学科後、学籍番号は変更になります。
- (4) 学費の納入は、転学科承認後に送付される新学籍番号の記載された「納入依頼書」を使用してください。

※先に送付される旧学籍番号の記載された「納入依頼書」は使用しないでください。

- (5) 転学科後の履修登録にあたって、これまでに履修登録した科目は、あらためて履修登録する必要はありません。履修状況(レポート提出やスクーリング受講などの記録)や評価は、すべて継続されます。

※修得済みのスクーリング単位も引き継がれます。

- (6) 転学科後は、転学科先のカリキュラムにもとづいて、卒業要件が判定されます。

※これまでに修得した単位のうち、転学科先の卒業要件単位に含まれない科目は、卒業要件単位に算入できなくなりますので、ご注意ください。

- (7) 3年次編入学の方は超過履修費（p. 273）の関係で、転学科するより再入学した方が学費が抑えられる場合があります。

3 退 学

退学を希望する場合は、「退学願」（巻末様式7）を提出してください。「退学願」提出にあたっては、「学生証」を貼付してください。

- (1) 年度途中で退学した場合でも、納入済みの学費は返金されません。
- (2) 退学を希望する方で、3月末～4月初旬に証明書の発行を希望する方のレポート提出・科目修了試験受験・スクーリング受講期限は、「卒業判定について—学習計画の目安」（p. 257参照）に準じますので、ご注意ください。

4 除 籍

下記のいずれかにあたる方は、除籍（在籍状態ではなくなる）となります。

- (1) 所定の期日までの学費（休学費含む）の納入を怠った方（学費納入期限 p. 244参照）。
- (2) 最長在学期間（10年）を超えた方。
- (3) 最長休学期間（4年）を超えて、なお復学できない方。
- (4) 長期間にわたり、消息不明の方。

5 在籍期間満了について

最長在学期間（1年次入学者：10年 2年次編入学者：9年 3年次編入学者：8年
ただし休学期間は在学期間に含まず）を超えて在籍することはできません。その他、下記の点にご注意ください。

- (1) 最長在学期間が満了してからの休学はできません。在籍期間をより長くとりたいと思う方は、満了になる1年前までに「休学許可願」（巻末様式6）を提出し、休学中にレポートを書きためるなどしてください。
- (2) 在学期間が満了になっても、再入学は可能です。再入学した場合、再入学年度のカリキュラムに合わせて単位認定をします。

■学籍番号15で始まる4月生の方の例

